

# 第2期上三川町 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月  
上三川町

## ● 計画の策定にあたって

### 「第2期上三川町子ども・子育て支援事業計画」がスタート！

「子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在である。その健やかな育ちや子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題である。」との認識のもとで、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が開始されました。

本町においても、同年3月に「上三川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質・量ともに充実した子育て支援を子どもや子育て家庭、妊産婦などに向け進めてきましたが、令和2年3月での計画の終了にあたり、平成30年に策定された「新・放課後子どもプラン」や令和元年度に施行された幼児期の教育・保育の無償化などを含む改正子ども・子育て支援法を踏まえた「第2期上三川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本町の子育てを総合的に支援していきます。

### 計画の位置付けと期間

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づくものであるとともに、次世代育成支援対策推進法に配慮し、本町の次世代の育成を総合的に支援するために町が取り組むべき基本目標とその方向性を定めるものです。

また本計画は、上三川町総合計画を最上位計画とし、「第2次上三川町地域福祉計画」をはじめとする各個別計画との整合を図った計画です。

計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間です。

## ● 計画の基本的な考え方

### 基本理念

## 子どもが輝く 笑顔の地域

～みんなで実践しよう“かみのかわ”子育てプラン～

### 基本目標

#### 1 子ども・子育て家庭を支える

すべての子どもと子育て家庭のニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。

#### 2 安心して出産・育児ができる環境を整備する

安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、妊娠期からの切れ目のない支援に取り組むとともに、母子保健の充実を図ります。

#### 3 子どもたちの健やかな育ちを導く

子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の親として豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

#### 4 子育てを温かく支え、見守る

子育て家庭に配慮した取組促進のために、働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が保たれた社会づくりを推進します。

# 計画の体系

## 基本理念

子どもが輝く 笑顔の地域 ～みんなで実践しよう“かみのかわ”子育てプラン～

### 基本目標 1

子ども・子育て家庭を支える

- 1 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策
- 2 地域における子育ての支援

### 基本目標 2

安心して出産・育児ができる環境を整備する

- 1 親と子どもの健康の保持・増進
- 2 児童虐待防止対策の充実
- 3 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 4 障がい児施策の充実

### 基本目標 3

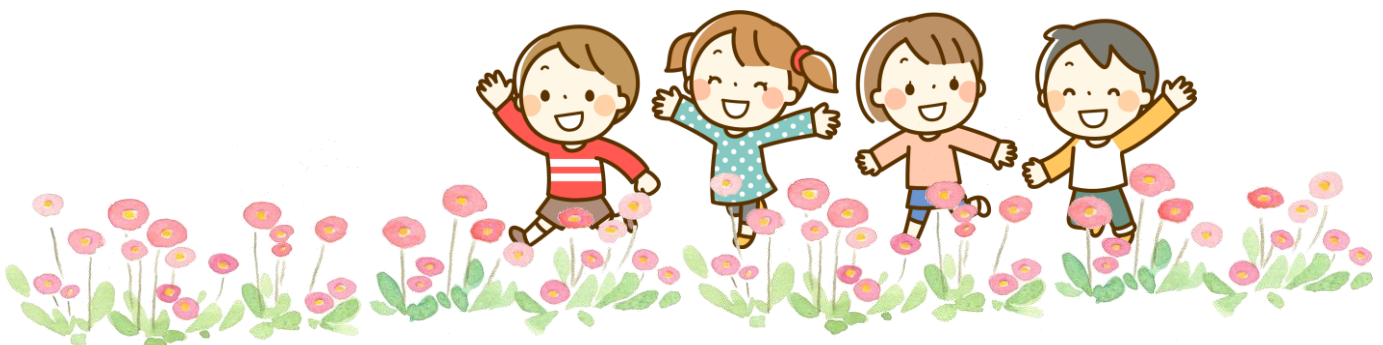
子どもたちの健やかな育ちを導く

- 1 次代を担う人づくり
- 2 生きる力を育む教育力の向上
- 3 家庭や地域の教育力の向上

### 基本目標 4

子育てを温かく支え、見守る

- 1 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備
- 2 子どもの安全の確保
- 3 子育てを支援する生活環境の整備



## 施策の展開

### 基本目標1 子ども・子育て家庭を支える

#### 1 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

##### ■認定区分

区分	年齢	利用先	対象家庭類型
1号認定	3～5歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園</li> <li>認定こども園（幼稚園部分）</li> </ul>	専業主婦（夫）家庭 共働きであるが幼稚園利用の家庭
2号認定	3～5歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所</li> <li>認定こども園（保育所部分）</li> </ul>	共働き家庭
3号認定	0～2歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所</li> <li>認定こども園（保育所部分）</li> <li>特定地域型保育事業</li> </ul>	共働き家庭

##### ■施設の類型

施設（事業）	利用先
特定教育・保育施設 （施設型給付）	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園</li> <li>保育所</li> <li>認定こども園</li> </ul>
特定地域型保育事業 （地域型保育給付）	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模保育（定員6～19人）</li> <li>家庭的保育（定員5人以下）</li> <li>居宅訪問型保育</li> <li>事業所内保育</li> </ul> （事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）
確認を受けない幼稚園	私学助成の幼稚園（子ども・子育て支援新制度以前の制度の継続を希望する園）

##### ■教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法に基づく本町の教育・保育の提供区域は、保護者や子どもが質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情、生活行動などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、第1期計画と同様、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）については「小学校区」、その他の事業については「町全体」を提供区域とします。

■教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

① 0歳児保育（3号認定子ども）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）		77	75	113	115	114
確保の方策 （人）	特定教育・保育施設	81	90	90	90	89
	特定地域型保育事業	2	2	8	8	8
確保の方策 — 量の見込み		6	17	△15	△17	△17

② 1・2歳児保育（3号認定子ども）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）		245	244	247	243	243
確保の方策 （人）	特定教育・保育施設	217	217	217	217	217
	特定地域型保育事業	7	7	20	20	20
	企業主導型保育施設の 地域枠	9	9	9	9	9
確保の方策 — 量の見込み		△12	△11	△1	3	3

③ 3～5歳児保育（2号認定子ども）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）		361	346	360	366	367
確保の方策 （人）	特定教育・保育施設	387	374	377	377	377
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
確保の方策 — 量の見込み		26	28	17	11	10

④ 3～5歳児教育・保育（1号認定子ども及び2号認定子ども）

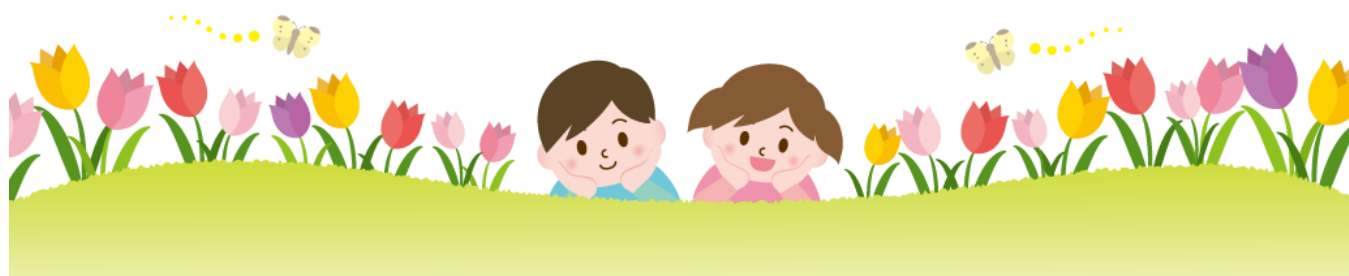
		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
量の見込み（人）		295	126	283	121	282	120
確保の方策 （人）	特定教育・保育施設	104	8	104	8	116	9
	確認を受けない幼稚園	212	118	194	118	176	119
確保の方策 — 量の見込み		21	0	15	5	10	8
		令和5年度		令和6年度			
		1号	2号	1号	2号		
量の見込み（人）		280	120	278	118		
確保の方策 （人）	特定教育・保育施設	116	9	116	9		
	確認を受けない幼稚園	179	120	182	120		
確保の方策 — 量の見込み		15	9	20	11		

「量の見込み」とは、町民の推計希望利用量（需要量）のことです。

「確保の方策」とは、量の見込みに対して、町が提供する施策の整備量（供給量）のことです。

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

事業	事業内容及び施策の展開	令和6年度（計画終了年度）	
		量の見込み	確保の方策
①利用者支援事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの相談窓口「子育て世代包括支援センターしらピヨ」において、保健師・助産師が、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じるほか、各種サービスの情報提供等を引き続き実施します。	母子保健型 1か所	母子保健型 1か所
②地域子育て支援拠点事業	町の子育て支援センター「あったかひろば」を含め、2ヶ所の体制で事業を引き続き実施するとともに、乳幼児活動や相談事業、交流・参加型事業等の充実を図ります。	利用者数 1,027人/月	利用者数 1,027人/月
③妊婦健康診査	妊婦の健康管理及び妊娠中の異常や、切迫流産等ハイリスク妊婦の早期発見のため、医療機関等との連携強化を図るとともに、妊婦健康診査の受診を促進します。	受診者数 255人	受診者数 255人
④乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	町内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に対し、助産師等が自宅に訪問し、母子の心身の状況と養育環境の把握、育児についての相談や助言、情報提供、その他必要な支援を行います。	訪問乳児数 200人	訪問乳児数 200人
⑤養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、助産師、保育士等が対象者の自宅を訪問し、支援を行います。また要保護児童対策地域協議会において関係機関との連携強化を図ります。	延べ訪問人数 110人	延べ訪問人数 110人
⑥子育て短期支援事業 (短期入所生活援助事業・ショートステイ事業)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。今後も、近隣の児童福祉施設等への委託による対応を図ります。	利用者数 100人	利用者数 100人
⑦ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助を行いたい方(提供会員)の会員組織で、会員相互による育児の援助活動を行います。引き続き、利用者のニーズに対応できる人材の確保等に努めます。	利用者数 9人	利用者数 9人



事業		事業内容及び施策の展開	令和6年度（計画終了年度）	
			量の見込み	確保の方策
⑧一時預かり事業	幼稚園型	幼稚園を利用する保護者の多様なニーズに対応するため、通常の保育時間の前後や、長期休業日に希望する在園児を預かります。本町の幼稚園及び認定こども園の2か所において実施しており、引き続き事業量の確保に努めます。	利用者数 20,392人	利用者数 20,392人
	幼稚園型以外	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間保育所において一時的に預かり、必要な保育を行います。町内3ヶ所の保育所で実施し、学校行事等の行事参加やリフレッシュなど、多様な保育需要に対応します。	利用者数 518人	利用者数 518人
⑨延長保育事業（時間外保育事業）		保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に保育所、認定こども園において保育を実施しています。今後もニーズ量に応じた体制づくりに努めます。	利用者数 183人	利用者数 183人
⑩病児保育事業		病児を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。本町では、4か所で体調不良児対応型を実施していますが、今後、提供体制を増やしていく予定です。また、病児・病後児対応型については、町外施設での広域利用として委託していきます。	病児・病後児 対応型 23人 体調不良児 対応型 295人	病児・病後児 対応型 23人 体調不良児 対応型 295人
⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ）		保護者が昼間家庭にいない小学1～6年生の児童を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。引き続き事業を実施するとともに、ニーズ量の充足が学校単位で図れるよう、必要に応じて空き教室の確保等に努めます。	提供体制 10か所 利用児童数 420人	提供体制 10か所 利用児童数 420人
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業		低所得等の特定の世帯を対象に、特定教育・保育事業に対し保護者が支払うべき物品の購入に要する費用等を助成する事業です。今後の制度動向等に注視しながら、事業を推進していきます。		
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		保育所、小規模保育事業、認定こども園や地域子ども・子育て支援事業に参入する民間事業者に対して支援を行う事業です。今後の本町の実態等を踏まえ、必要な取組みについて検討していきます。		

## 2 地域における子育ての支援

○子育てサロン事業 ○子ども医療費の助成 ○児童手当 ○保育料の減免 など



## 基本目標2 安心して出産・育児ができる環境を整備する

### 1 親と子どもの健康の保持・増進

○健康診査（妊産婦・乳幼児） ○産後ケア ○赤ちゃん誕生祝い金 ○新生児聴覚検査 など

### 2 児童虐待防止対策の充実

○児童相談 ○虐待防止の住民への啓発 ○子ども家庭総合支援拠点の設置 など

### 3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

○自立支援・就業相談事業の周知 ○遺児手当 ○児童扶養手当 ○ひとり親家庭への医療費助成 など

### 4 障がい児施策の充実

○5歳児発達相談 ○ことばの相談 ○障がい児保育 ○障がい児通所支援事業 など

## 基本目標3 子どもたちの健やかな育ちを導く

### 1 次代を担う人づくり

○サマースクール保健学習 ○小中学生のための保健学習 ○思春期電話相談 ○放課後子ども教室 など

### 2 生きる力を育む教育力の向上

○幼稚園、保育所と小学校との連携 ○図書館活動の充実 ○スクールカウンセラーの配置 など

### 3 家庭や地域の教育力の向上

○家庭教育学級 ○家庭教育オピニオンリーダーの活動支援 ○有害環境対策 ○人権教育 など

## 基本目標4 子育てを温かく支え、見守る

### 1 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

○企業における両立支援 ○労働者への意識啓発 ○保育サービス等の充実 など

### 2 子どもの安全の確保

○防犯灯の設置 ○交通安全教室 ○防犯講習会・防犯パトロール ○防犯機器の貸与 など

### 3 子育てを支援する生活環境の整備

○道路整備事業 ○子育てにやさしい公共施設の整備

## 第2期上三川町 子ども・子育て支援事業計画

（令和2年3月）

発 行／上三川町  
編 集／上三川町 子ども家庭課  
〒329-0696  
栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地  
TEL：0285-56-9111（代表）

※計画の詳細については、「第2期上三川町子ども・子育て支援事業計画」本編をご覧ください。